

2級キャリア・コンサルティング技能検定 受検予定の皆さまへ

特定非営利活動法人 キャリア・コンサルティング協議会

標準レベルキャリア・コンサルタントの方の特例講習修了による学科試験免除について

2級キャリア・コンサルティング技能検定試験における特例講習の修了による学科試験免除の適用は、平成25年度限りです。今後、この適用を受けられるのは、以下の要件を充足し、手続をしていただいた方になりますので、十分ご注意ください。

【要件1】

2級第11回(25年度後期)試験までに実施される技能検定受検者であり、実技試験に合格すること

特例講習修了による学科試験免除は、平成25年度までの技能検定試験に係る措置であることから、25年度後期までの技能検定受検者が前提となります。この要件に該当するのは、次のAまたはBの方です。

A 第11回(25年度後期)試験の実技試験受検・合格者

- ① 第11回(25年度後期)試験受検申請締め切りの10月8日までに標準レベルキャリア・コンサルタントであり、かつ3年の実務経験を有する方で、第11回試験を受検申請し、実技試験に合格した者
- ② 上記に該当しない受験資格保有者(実務経験5年以上等)として第11回試験を受検申請し、実技試験に合格した者

B 実技試験の一部合格者で、免除申請有効期限内(実技試験一部合格の有効期限内)の者 第6回(23年度前期)試験以降、第10回(25年度前期)試験までの実技試験に一部合格した者

★ **Aの方は第11回試験の受検申請・受理が前提となります。**

【要件2】

平成25年度末までに実施される特例講習を修了し、平成26年3月31日までに免除申請すること

特例講習修了による学科試験免除の適用は平成26年3月31日までです(25年度末までに特例講習を修了した方については、25年度後期試験終了後であっても、学科試験免除が適用となります)。この要件に該当する方は、次の通りです。

① 上記Aに該当する方で、次のイまたはロの者

- イ 第11回試験受検申請時までに特例講習を修了し、受検申請書記載による学科試験免除申請した者
- ロ 第11回試験受検申請後に特例講習を修了し、平成26年3月31日までに学科試験免除申請書を提出した者(申請書が技能検定部に到着した方)

② 上記Bに該当する方で、特例講習を修了し、平成26年3月31日までに学科試験免除申請書を提出した者(申請書が技能検定部に到着した方)

☆以上のことから、具体的には次のようになります。☆

■**2級第11回(25年度後期)試験までに実施される実技試験に不合格の場合は、特例講習を修了しても、学科試験免除による2級技能士になりません**

(特例講習の修了による学科試験免除の適用期限は、平成26年3月31日です。したがって、25年度までに特例講習を修了していても、26年度から実施される技能検定試験においては、学科試験と実技試験の両方を受検していただき、両方に合格した場合、2級技能士になります)。

- 2級第11回(25年度後期)試験受検申請時に、「標準レベルキャリア・コンサルタント」の資格がない方(受検資格1～4で受検申請した方)であっても、その後、「標準レベルキャリア・コンサルタント」の資格を取得し、25年度内に実施される特例講習を修了し、平成26年3月31日までに免除申請した場合は、学科試験免除が適用されます。
- 2級第6回(23年度前期)試験から第10回(25年度前期)試験までの実技試験一部合格者が、25年度内に実施される特例講習を修了し、平成26年3月31日までに免除申請した場合は、学科試験免除が適用されます。

第11回(25年度後期)試験の受検と特例講習の修了による学科試験免除の申請手続は、以下のようになります。

ア	<p>特例講習をすでに受講し、修了番号を持っている方 →第11回試験受検申請期間中に、修了番号を記載して、受検申請をしてください。</p>
イ	<p>「標準レベルキャリア・コンサルタント」で、これから特例講習を受講し、修了となる予定の方 →受検資格1～5に該当する方は、平成25年9月25日～10月8日(消印有効)の間に受検申請手続をしてください。その後、特例講習を受講・修了したら、修了番号を、別の申請用紙(技能検定試験免除申請書)にて、技能検定部にご提出ください。</p> <p>「技能検定試験免除申請書」が平成25年12月15日までに技能検定部に到着した場合、第11回試験の実技試験に合格すると、平成26年3月20日(予定)に2級技能士資格を取得できます。「技能検定試験免除申請書」の技能検定部への到着が、12月16日以降平成26年3月31日までの場合、第11回試験までに実技試験に合格していても、2級技能士資格を取得できるのは、平成26年4月末日(予定)になります。</p>
ウ	<p>第11回試験を受検資格の1～4のいずれかで受検できる方で、これから各団体の養成講座を修了し、能力評価試験に合格して「標準レベルキャリア・コンサルタント」になる方 →平成25年9月25日～10月8日(消印有効)の間に受検申請手続をしてください。その後、「標準レベル」の資格を取得してから、特例講習を受講・修了してください。「技能検定試験免除申請書」に修了番号を記入のうえ、平成26年3月31日までに、技能検定部にご提出ください(「技能検定試験免除申請書」が技能検定部に到着する日程と2級技能士資格取得の時期は、イの場合と同じです)。</p>
エ	<p>実技試験一部合格の方(第6回試験から第10回試験において、実技試験に一部合格された方) →特例講習を受講・修了した場合、平成25年12月15日または平成26年3月31日までに、「技能検定試験免除申請書」を技能検定部にご提出ください。</p>

2級キャリア・コンサルティング技能検定 受検資格

区分	
1	5年以上の実務経験を有する者
2	学校教育法による大学において検定職種に関する科目について20単位以上習得し、修了し、卒業した者で、4年以上実務経験を有する
3	標準レベル・キャリアコンサルタント養成研修と同等若しくはそれ以上の養成研修を受講し、修了した者で、4年以上に実務経験を有する
4	学校教育法による大学院において検定職種に関する科目について8単位以上修得し、修了した者で、3年以上の実務経験を有する
5	標準レベルキャリア・コンサルタントで、3年以上の実務経験を有する

■別紙 [チェックリスト](#)もご活用ください。

<お問い合わせ先>

特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会

特例講習事務局 電話 03-5402-5588 FAX 03-5402-5599